# 令 和 6 年 6 月

江南市議会建設産業委員会会議録

## 江南市議会建設産業委員会会議録

## 令和6年6月21日〔金曜日〕午前9時30分開議

本日の会議に付した案件

議案第41号 江南市下水道条例の一部改正について

議案第46号 令和6年度江南市一般会計補正予算(第2号)

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

水道部

の所管に属する歳出

第3条 地方債の補正のうち

橋りょう長寿命化事業

道路改良事業

議案第48号 令和6年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第49号 令和6年度江南市水道事業会計補正予算(第1号)

議案第50号 令和6年度江南市下水道事業会計補正予算(第1号)

請願第5号 立ち当番なしの資源ごみ収集体制策定を求める請願書

年度調査事項について

行政視察調査日程について

行政視察の調査先及び調査項目について

今年度の当委員会の研修会について

市民と議会との意見交換会について

\_\_\_\_\_\_

#### 出席委員(7名)

委員長 掛布まち子君 副委員長 岡 地 清 仁 君 山 明 敏 君 委員 地友治君 委 員 宮 稲 之 君 委 員 堀 元 君 委 員 片 山 裕

委員 牧野行洋君

## 欠席委員(0名)

## 委員外議員(8名)

議	長	伊	藤	吉	弘	君	議	員	野	下	達	哉	君
議	員	中	野	裕	$\stackrel{-}{-}$	君	議	員	三	輪	陽	子	君
議	員	大	薮	豊	数	君	議	員	石	原	資	泰	君
議	員	長	尾	光	春	君	議	員	須	賀	博	昭	君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

蔣服縣縣 石 黒 稔 通 君 副 主 幹 磯 部 将 人 君

主 任 伊藤典子君

説明のため出席した者の職、氏名

経済環境部長 平 野 勝 庸 君

都市整備部長 鵜飼篤市君

危機管理室長兼水道部長兼水道事業水道部長

古田義幸君

商工観光課長兼企業誘致推進課長 田 中 元 規 君

企業誘致推進課主幹 駒田直人君

環境課長 相 京 政 樹 君

環境課主幹 稲波克純君

環境課副主幹 近藤祥之君

都市整備課主幹 山本健太郎 君

都市整備課副主幹 長谷川 悟 君

土木課長	堀	尾	道	正	君
土木課主幹	小	池	浩	司	君
水道部下水道課長	酒	匂	智	宏	君
水道部下水道課主幹	今	枝		寛	君
水道部下水道課副主幹	間	宮	健	次	君
水道事業水道部水道課長	尾	関	高	啓	君
水道事業水道部水道課副主幹	三	輪	晶	俊	君
水道事業水道部水道課副主幹	青	Щ	裕	泰	君
水道事業水道部水道課副主幹	小	島	宏	征	君

陳述出席者(1名)

請願第5号 気 駕 ま り 君

#### 午前9時29分 開 会

○委員長 それでは、ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

この1年間委員長を務めさせていただくことになりました掛布まち子です。 どうぞよろしくお願いいたします。

当委員会がしっかり審査をしてチェック機能を果たすこと、そしてもう一つは、市民の皆さんの要望を基に、建設的な提案をして、行政の背中をしっかり押すこと、この2つに頑張って務めていきたいと思っております。

本当に岡地副委員長はじめ、皆様の御協力をいただきまして、公正公平な委員会運営に頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、委員会での服装ですけれども、時節柄、上着、ネクタイの着用に つきましては、適宜お取り計らいくださいますようお願いいたします。

また、この6月定例会に限り、市制70周年記念ポロシャツの着用につきましても適宜といたしますので、よろしくお願いいたします。

市長から御挨拶をお願いいたします。

○市長 おはようございます。

去る6月7日に6月定例会が開催されまして以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でありますけれども、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

では、市長は公務のため退席されます。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第41号 江南市下水 道条例の一部改正についてをはじめ5議案と、請願第5号 立ち当番なしの 資源ごみ収集体制策定を求める請願書の審査を行います。

委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。 暫時休憩をいたします。

午前9時32分 休憩

#### 午前9時34分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序ですが、付託順により行いますが、審査の状況によって、請願 第5号につきましては、午前11時頃を目安に審査をしてまいりたいと思いま すので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を 得た後でなければ発言することができないと規定をされております。

質疑、答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言してくださるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言につきましては、会議規則第117条第2項において、委員会は委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定をされております。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りをした上で、発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席をしていただき、そのほかは退席をしていただいても結構です。

## 議案第41号 江南市下水道条例の一部改正について

○委員長 最初に、議案第41号 江南市下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○水道部下水道課長 江南市下水道条例の一部改正についてを御説明させて いただきますので、議案書の14ページをお願いいたします。

議案第41号 江南市下水道条例の一部改正についてでございます。

15ページには、江南市下水道条例の一部を改正する条例(案)を掲げております。

参考といたしまして、16ページから18ページには、江南市下水道条例の一

部を改正する条例(案)の新旧対照表を掲げております。 補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○委員長 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。
- ○片山委員 前回、説明のときにちょっと聞いたんですけれども、18ページの、新旧対照表のところで、この選任と専属という言い回しの違いになってくるんですけれども、これアナログ規制からデジタル規制に変更するに当たり、言い回しの変更が必要だというふうに言われたんですけど、ちょっとここのところ、もう一度説明してもらってもいいですか。ちょっと分かりづらかったんで。
- ○水道部下水道課長 アナログ規制を横断的に見直すことによりまして、デジタルの力を最大限発揮することで経済成長に寄与すると考えられることや、デジタル化の推進がスタートアップ等の勃興や成長産業の創出につながること、職場の人手不足の問題を解消し、所得の向上に寄与することなどが考えられることから、事務所に専属であったんですけれども、選任に変更することによりまして、複数の営業所で兼務できるようにするものでございます。
- ○片山委員 分かりました。 そうですね、本当に専属と選任、複数の営業所に勤務するというか、まず こういう技術者というのが少ないということですよね。
- ○水道部下水道課長 だんだん人手不足の状況にあるということでございます。
- ○片山委員 分かりました。結構でございます。
- ○委員長 ほかに質疑はありませんか。
- ○稲山委員 今の専属、選任の話なんだけど、基本的に支店なり営業所なり というか、これ営業所も全部専属だったのかな、前。
- ○水道部下水道課長 営業所も専属でございました。
- ○稲山委員 そうすると、営業所、支店、当然のことながら、専属から選任 という、兼務ができるという、現場ごとにというか、支店ごと、営業所ごと に技術者、選任の技術者が兼務することができるということになると思うん だけど、これは支店とか営業所の請負金額とか、そういうのは関係あるのか

な。全然関係なく、幾つでも兼任することができる。

10支店があれば、1人で10支店の選任の技術者になれるのか、県外までい けるのか、その辺はどういうふうになっているのかな。

- ○水道部下水道課長 金額等の制限はございません。 県外の兼務も可能でございます。可能ですが、同一都道府県内の兼任のみ 認めております。
- ○稲山委員 そういうことですか。分かりました。
- ○委員長 よろしいですか。 ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。 暫時休憩いたします。

> 午前9時41分 休憩 午前9時41分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第41号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま した。

議案第46号 令和6年度江南市一般会計補正予算(第2号)

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

水道部

の所管に属する歳出

第3条 地方債の補正のうち

橋りょう長寿命化事業

## 道路改良事業

○委員長 続いて、議案第46号 令和6年度江南市一般会計補正予算(第2号)、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、経済環境部、都市整備部の所管に属する歳入歳出、水道部の所管に属する歳出、第3条 地方債の補正のうち、橋りょう長寿命化事業、道路改良事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査をしたいと思いま すのでよろしくお願いをいたします。

最初に、経済環境部環境課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○環境課長 それでは、環境課所管の補正予算について御説明申し上げます。 初めに、歳入でございますが、議案書の46、47ページをお願いいたします。 最下段の16款 2 項 3 目衛生費県補助金、 2 節清掃費補助金でございます。 次に、歳出について御説明をさせていただきますので、58、59ページの上 段をお願いいたします。

4款2項1目清掃費のごみ処理、分別収集計画等策定事業のごみ処理基本 計画改訂事業につきましては、財源更正をお願いするものでございます。 補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 それでは、すみません、私のほうから1点お尋ねをしたいと思います。

ごみ処理基本計画の改訂作業は当初予算に計上されていて、10年間の計画 の策定に入っていらっしゃると思うんですけれども、現在もうコンサルタン トは選定をされて、どこまで進捗しているのかちょっと教えてください。

○環境課長 ごみ処理基本計画の策定の進捗状況ということでございますけれども、現在、入札により業者が決定をしておりまして、アンケート調査に向けた内容の整理を行っているところでございます。

アンケートの送付につきましては、7月かもしくは8月の上旬にずれ込む

かもしれませんけれども、また送付の際にはお知らせをしたいと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

引き続き、もう一点お尋ねしたいと思います。

10年計画ということで、当初予算のときにお尋ねをしたときは、市民の皆さんに、市民といっても廃棄物減量等推進協議会に諮りながら進め、策定をしていくという御答弁をいただいたと思うんですけれども、どういったタイミングで廃棄物減量等推進協議会のほうに諮っていかれるのか教えてください。

○環境課長 廃棄物減量等推進協議会は年3回予定をしておりまして、間に 特別委員会というものを1回か2回開催する予定にしております。

1回目はもう協議会終わったんですけれども、2回目の夏から秋にかけての協議会のときに、一度お示しをさせていただいて、そちらは本体ですけれども、そこで御意見をいただきます。その後、特別委員会で食品ロス削減の関係の内容についても少し御意見をいただくということで、年末頃には全体の案をお示しできるような流れで進めていきたいと考えております。

○委員長ありがとうございます。

ほかに質疑はございませんか。

#### [挙手する者あり]

○委員長 ただいま、長尾議員から、委員外議員として発言したいとの申出 がありますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに 御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長 御異議もないようでありますので、委員外議員としての発言を許 します。
- ○長尾議員 ありがとうございます。

では、議案書の47ページの歳入側の話で質問をさせていただきたいんですけど、これは県のほうから消費者行政活性化事業費補助金という形でいただいていると思います。

で、この消費者行政活性化事業というのが、今回、環境課の事業に入って

いるんですけど、これは多分環境課だけじゃなくて、いろんな消費者行政というものに多分活用できると思うんですけど、その消費者行政といったときに、その範囲というのがどこまでが範囲になるのかという内容ですね、どういうものに対して出している補助金なのかというのを教えていただけますか。

- ○環境課長 今、長尾議員おっしゃっていただいたとおり、消費者全般にわたる内容について補助金をいただくものなんですけれども、環境課に当たる部分としましては、食品ロス削減推進の関係が該当しまして、今回ごみ処理基本計画と併せて、食品ロス削減推進計画の一体作成を目指しておりますので、そちらの部分についての補助を今回いただけることになったということでございます。
- ○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて企業誘致推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長 それでは、企業誘致推進課所管の補正 予算につきまして御説明させていただきます。

歳出でございます。

議案書の58ページ、59ページをお願いいたします。

下段の7款1項2目企業誘致推進費で、内容につきましては59ページの説明欄をお願いいたします。

企業誘致等推進事業といたしまして644万6,000円の増額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員 お願いします。

この補正予算を組まれたのは、従来の予算で何か足りない要因とかが出たからなんでしょうか。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長 この59ページのほうの企業立地促進奨励金につきましては、新たな進出がございまして、そちらのほうの企業になりますので、新規分ということになります。

中小企業再投資促進奨励金につきましては、もともと当初予算で計上していたものもございますし、また新規に令和5年度に新たに取得しました償却 資産等ございますので、それは新規分ということになります。

- ○牧野委員 ありがとうございます。この企業立地促進奨励金というのは安良区域のことなんですか。
- ○商工観光課長兼企業誘致推進課長 現在この対象というか、補正予算の対象になっておりますのは、安良区域のほうに進出した企業1社になります。
- ○委員長 ほかに。
- ○堀委員 中小企業再投資促進奨励金の説明をもう一度ちょっとお願いした いんですが。
- ○商工観光課長兼企業誘致推進課長 こちらの中小企業再投資促進奨励金に つきましては、5年以上市内のほうに立地する中小企業が対象となりまして、 新たに事業所の新設、増設をした企業であったり、あるいは償却資産を新た に取得した、設備投資などを行った企業に対しまして、その土地や家屋、あ るいは償却資産に係る固定資産税・都市計画税について助成を行うものであ ります。
- ○堀委員 その奨励金を交付している企業は何社ぐらいあるんですか。
- ○商工観光課長兼企業誘致推進課長 今回、新規の対象になったのは6社に なります。

今回、固定資産税とかも評価替えがありましたので、もともと交付してい た企業というのは7社になります。

- ○堀委員 できるだけ多くの企業が江南市に来てもらえるように、周知をしないかんと思いますが、PRを。そういったものはやってみえますかね。
- ○商工観光課長兼企業誘致推進課長 ホームページであったりですとか、これから実は市内の業者の方を対象になりますけど、景況調査等も行いまして、そういったところに送付する文書に併せて、こういうPRのほうも含めてさせていただく予定としております。

- ○堀委員 関連して、その他の企業誘致の現在の状況はどうですか。
- ○委員長 関連で御答弁できる範囲内でお願いします。簡単に。
- ○商工観光課長兼企業誘致推進課長 現在、まず地権者の同意というところで、地権者のほうが105名おりまして、現在100名の方から同意をいただいておりまして、また、残り5名いただいていないものですから、その辺りをしっかりと同意をいただけるように、課員そろって進めているところです。
- ○堀委員 まだ地権者が完全じゃないわけだな。

年数も相当たっておるし、非常に現在の澤田市政の肝煎りの事業ですから、 もっとしっかりやっていただいて、一刻も早く企業誘致できるように、まず 地元の地主が100%まだ同意しておらんということでは、これはまだ、話に ならんものですから、部長以下しっかりやっていただきますように、よろし くどうぞ。以上です。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 じゃあ、私のほうから1点追加でお尋ねしたいと思います。

先ほど来、質疑いただいています中小企業再投資促進奨励金ですけれども、 対象となる要件というのがあって、比較的中小の企業にも活用しやすいよう に、事業所の増設であるとか、償却資産に対する固定資産税の減免とかある と思うんですけれども、この要件をもうちょっと本当に小規模な投資、増設 でも利用できるように拡充するという、そのような要望というのは寄せられ てはいないでしょうか。

- ○商工観光課長兼企業誘致推進課長 現在のところ、特段企業のほうからそういった御意見とか御要望というのは賜っていないのが現状で、また先ほどちょっと答弁いたしましたけれども、景況調査のほうも実施いたしまして、実際にはその中から抽出した数社に対しましては、ヒアリングという形でこちらのほうから企業のほうに訪問して意見聴取等もしますので、またそういったところで御要望があれば聞き取ってまいりたいと思っております。
- ○委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑もないようですので、次に、続いて都市整備部土木課について 審査をします。 当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○土木課長 土木課が所管する補正予算につきまして御説明申し上げます。 議案書の43ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正として、下段の表に橋りょう長寿命化事業を掲げております。

続きまして、歳入について御説明申し上げますので、議案書の46ページ、 47ページの中段をお願いいたします。

15款2項4目1節道路橋りょう費補助金で776万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

ページをはねていただきまして、48ページ、49ページ中段をお願いいたします。

22款1項5目1節道路橋りょう債で390万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げますので、議案書の60ページ、 61ページの上段をお願いいたします。

8款2項1目の道路橋りょう費は5,000万円の増額補正及び財源更正をお願いするものでございます。

道路施設長寿命化事業では、財源更正をお願いするものでございます。

次に、道路側溝・舗装等整備事業では5,000万円の増額補正をお願いする ものでございます。

内容につきましては、右側説明欄を御参照いただきますようお願いいたします。

補足説明はございません。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。

- ○堀委員 各区長から道路・側溝等の申請等はたくさんあるわけだね。 今回、5,000万円の補助金、補正なんだけれども、これでどれぐらいの対 応できる。
- ○土木課長 5,000万円で具体的にどれぐらいというわけではちょっと計算

しておりませんが、去年のこの6月の委員会のときにも説明させていただきまして、大体年度の要望の処理数というのが60数パーセントであります。

去年のトータルの3億円をつけていただいた時点での計算をしましたところ、67.2%でありますので、このトータル、今年で申し上げますと2億5,000万円になるということで、同じような数字にはいきたいなとは思っております。

○堀委員 江南市内の市の管理する道路が凸凹で水がたまる、穴が空く、いわゆる道路の車が通った跡が低くなっているという状況が多々ある中で、5,000万円じゃなくて1億円ぐらいにして、来年度と同じということに何もこだわることはないわけですよ。

もっともっとやっぱり市民の安心・安全という面からいっても、もっと道路の舗装等の修理、どんどん進めていかないと追っつかんと思いますよ。

本当に、市道後飛保和田線なんかもね、もう一向にやる気配もないし、当局、金を積むばっかが芸じゃないですよ、使わな。というふうに上に言っておいてください。よろしくお願いします。

○土木課長 財政との協議の際には、土木課といたしまして要望してまいりたいと思います。

また、この道路側溝・舗装等整備事業のみではなくて、幹線道路の整備ということで、今年も予算をつけていただいておりますので、そちらでも整備してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○堀委員 財政調整基金を積み立てるばっかりが芸じゃないの。部長、もっとしっかり要求して、やれるように。結局おたくらが、市民と現場で相対で 一番話をするのがおたくらなんだわね。一番大変なんですよ。

そういうことも含めて、財政調整基金をどんどん積んだって、やっぱり生かさないかんというふうに思いますので、部長、しっかりと財政のほうに要求してください。お願いします。以上です。

○都市整備部長 後ろから押していただけるようなお言葉をいただきまして、 ありがとうございます。

今回、5,000万円ということで補正のほうを上げさせていただいておりますが、今後の補正予算のほうで、先ほど課長のほうからありましたけど、要

望してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○委員長 ほかに質疑はありませんか。
- ○牧野委員 要望に対して67.2%、令和5年度、という数字が出たんですけれども、令和の、大体どれぐらいの推移で対応率というんですか、推移してきたか教えていただけませんか。
- ○土木課長 令和3年度で66.0%、令和4年度が61.8%で、令和5年度が67.2%ということで変化しております。
- ○牧野委員 追加の質問なんですけれども、この要望の対応の順番みたいなのは、何か明確な基準、明確でなくてもいいので、どれから対応するというような基準はあるんでしょうか。
- ○土木課長 要望された順番ではなくて、現地調査を行いまして、地元区と 協議しながら、その工事の必要性とか事業効果を考慮した中で施工箇所を決 定しております。
- ○牧野委員 その重要度みたいなのは、やっぱりぱっと浮かぶのは交通量と か子供が通うスクールゾーンみたいな、社会的弱者が多いとか、何か基準と かあるんですか。
- ○土木課長 数値的な基準は特別ないんですけれども、現場を見て、まず住宅が張りついている地区であるとか、畑のところに側溝をやってくださいというところですと、ちょっとほかの要望と比べて、まさに事業効果ということを判断して決定しております。
- ○牧野委員 ありがとうございます。

私も堀委員と同じで、やっぱりこの道路は、要望は、地元の方々が多数、毎月毎月来るような感じですので、ぜひとも予算増額に頑張っていただければと思います。以上です。

- ○委員長 ほかに質疑はございませんか。
- ○稲山委員 道路施設長寿命化事業、今どのぐらいまで進んでおるかな、これ。これ主要道路の舗装のことやろう。
- ○土木課長 今回の道路施設長寿命化事業というのは、メインに橋梁、橋の 補修をしていくということで、まず江南市内に点検をしなきゃいけない2メ ーター以上の橋というのが百八十数基はありまして、その点検に関しては5

年に1回の点検が必要ということで、今3巡目で、令和6年度におきまして 3巡目の点検をしております。

その点検をした中で、緊急に手を加えなきゃいけないというふうに判断された橋が数橋ありまして、その橋に関しましては、今年度で手当てができる 状況になっています。

あとは維持管理ということで、ほっておかずに随時手を加える程度の橋が 残っている状態になっております。

○稲山委員 そうですか。

長寿命化事業だもんですから、道路更新防災等対策事業ですので、もうちょっと施策のそういった計画を持った、今の長寿命化事業をやっていかないといけないんじゃないかなと、今の話を聞いて思うわけでありますけれど、特定財源で今、国の地方債もマイナスになってきているんだけれど、その辺のことは別段問題はないのかな。

- ○土木課長 すみません。計画というのは持ち合わせておりまして、それに 基づいて現場に入っていくということで、ちょっと言葉足らずで誠に申し訳 ありませんでした。
- ○稲山委員 そんな中で、特定財源なんかがマイナスで、国も地方も減ってきておるというか、今の財源更正をしないかんような状況になってきておるものだから、そういった状況の中でも問題なく進んでいけておるのかという話をしておるんだけど。

それと、一番最初に言ったように、道路施設長寿命化事業というのは、道路はもう入っておったはずなんだけど、そちら主要道路の舗装だとか、そういった方面はどういう状況になっておるかということを聞きたいんだけど。 今、橋のことは聞いたけど。

- ○土木課長 幹線道路につきましても計画を持って、今回、今年度も当初に 予定させてもらっている予算がありますが、個別施設計画としまして、幹線 道路修繕計画というものを令和4年度に策定させてもらいまして、アスファ ルト舗装の厚さや舗装構成を決定するための調査を令和5年度に行いました。 その結果を基に、今年から順次工事を実施してまいります。
- ○稲山委員 その内容が知りたいの。だから何か所ぐらいあって、これから

どうやってやっていくんだという、何か所ぐらい今年あって、その状況を知りたいの。

今の堀委員や牧野委員の話ではないけど、あちらこちらで、もうその主要 道路も舗装が悪くなってきておるんだけど、主要道路についてはこの道路長 寿命化事業という位置づけの中で順次やっていくという話だったもんだから、 今どういう状況なのかということを聞きたいわけで、今回は橋しかないと言 っておるんだけど。だから、主要道路はどうなっておるんだということを聞 きたいわけなの。

○土木課長 主要道路につきましては、今年度、3路線整備をしてまいります。

その後につきましても、計画に位置づけておりますので、順次、3路線 等々、それぐらいの路線数で年次計画を立てております。

- 〇稲山委員 分かりました。
- ○委員長 稲山委員、よろしいですか。
- 〇稲山委員 はい。
- ○委員長 ほかに質疑はございませんか。
- ○宮地委員 聞き逃したかもしれないけど、この橋というのは、先ほどの話に戻るんですけど、2メーター以上の橋と言われたんだけれども、この2メーター以上の橋というのは江南市内にどれだけあって、その中の危険、修理しなきゃいけないという橋が数橋と言われたんだけれども、数橋というのはちょっと数が、私これではちょっと納得できないもんで。
- ○土木課長 橋に関しましては、江南市が管理する橋が184橋です。 その急遽整備しなければいけない、手を加えなければいけない橋の数が… …。
- ○都市整備部長 すみません。

市のほうで今の道路施設等長寿命化の橋梁とか道路の計画書がございまして、そちらのほうを、今手元にございませんので調べさせて、ちょっと時間をいただきまして、後ほどちょっと答弁をさせていただきたいと思います。

○宮地委員 それはそれでいいんですけど、これ 2 メーターというのは、幅 なの、長さなの。

- ○土木課長 長さです、はい。
- ○宮地委員 修理しなきゃいけない、先ほど言われたんだけど、これという のは本当に危険なものであれば、やはり通行止めなり、そういうことをしな きゃいけないと思うんだけれども、そこまでは至っていないけれども、修繕 はしていかなきゃいけないという状況なわけ。
- ○土木課長 そのとおり、通行止めという対応をしなければいけないという 状況ではないんですけれども、手を加えなきゃいけない。だけど、まだ先で もいいというわけではない橋を、今年対応させてもらって、その数がなくな るということで、今年予算を認めていただいております。
- ○宮地委員 分かりました。
- ○堀委員 さっき3か所と言ったでしょう、答弁。ちょっとどことどこか教 えて。
- ○委員長 今、分かりますか。
- ○土木課長 大変申し訳ございません。

この手を加えなきゃいけないというのが、訂正申し上げます。

2か所で、大変申し訳ありません。宮田町の四ツ谷用水1号橋というのと、 江森町の中橋、こちらが対応が必要ということで、これでいわゆるⅢ評価と いうのが、I、Ⅱ、Ⅲといって、Ⅲが悪い方向に向かうんですけど、そのⅢ の評価の橋を2橋行いまして、そのⅢの評価がこれで手を加えることによっ てなくなるという。

- ○堀委員 四ツ谷の河川だろう。
- ○土木課長 四ツ谷用水1号橋。
- ○堀委員 四ツ谷の用水……。
- ○委員長 堀委員、挙手をしてからお願いします。
- ○堀委員 どこだろうなあ。後で教えて。江森と四ツ谷のその場所を。
- ○土木課長 個別で図面で、後で。
- ○委員長 まとめて、後で委員会に御報告をお願いします。
- ○土木課長 後ほど資料を取りまとめて説明させていただきます。
- ○委員長 ほかに質疑はありませんか。

- ○牧野委員 橋なんですけれども、例えば現地を見てみて柵がないと危ない みたいな、橋のガードレールみたいなの。例えば追加が必要だと思ったら、 そういったのも加える、道路だけではなくそういった附帯設備というんです か、追加の設備を行ったりすることもあるんですか、工事で。
- ○土木課長 現場の判断で、古くなっているものに対しては補修を、手をかけるということで対応はしております。
- ○牧野委員 補修ということですね。新設なんじゃなくて、補修ということ で。分かりました。ありがとうございます。
- ○委員長 ほかに質疑はありませんか。

### [挙手する者あり]

○委員長 大薮議員より、委員外議員として発言したいとの申出がありましたので、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ありませんか。

## [「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○委員長 異議もないようですので、委員外議員としての発言を許します。
- ○大薮議員 お認めいただきましてありがとうございました。

2点お聞きします。

まず1点目が、ページ数が61ページの、この道路施設長寿命化事業のところで、これは中で財源更正をされたわけですよね。中でやりくりされたわけなんですが、この財源更正になった理由を詳しく教えていただきたいのが第1点目。

それから第2点目。

先ほど堀委員の質問は主要道路と言ったのに橋梁というふうに答えを変えられましたね。主要道路が3か所というふうに明言されたわけなんですが、主要道路3か所を詳しく教えてください。

以上2点です。お願いします。

○土木課長 財源更正が必要となりましたのは、国からのお金がなくなった ことによりまして、国費の減額、そしてそれに合わせての地方債を予定して おりましたので、その地方債も減額ということで変更をさせていただきます。 そして、道路の3路線につきましては、当初予算で予定させていただいて おりますのは、江南岩倉線と江南池之内線、宮田木賀2号線の3路線を予定させていただいております。

- ○委員長 よろしいですか。
- ○大薮議員 関連で。

国の予算がなくなったからということなんですけれども、これは事前に予 測はできていなかったわけですか。

- ○土木課長 予測はなかなかできない中で、内示が参りまして、その内示を 見て、減額をしなきゃいかんということで、今回補正を上げさせていただい たものであります。
- ○大薮議員 分かりました。ありがとうございました。
- ○土木課長 あと、先ほど申し上げました3路線でございますが、この後の 建設産業委員協議会において、路線の変更ということで御協議いただきたい と思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○大薮議員 関連で、先ほどの橋梁2か所と、それから道路について、さっき個人的にと言われたので、後で個人的に位置図をまた見せてください。お願いします。以上です。皆さんにでも結構です。お願いします。
- ○土木課長 説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。
- ○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて都市整備課について審 査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○都市整備課主幹 都市整備課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の43ページをお願いいたします。

第3表の地方債補正として、最下段、道路改良事業を掲げております。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

議案書46ページ、47ページをお願いいたします。

15款2項4目3節都市計画費補助金でございます。

同じページ、下段の15款4項4目2節都市計画費交付金でございます。

ページをはねていただきまして、48ページ、49ページ、最下段の22款1項5目3節都市計画債でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

議案書60ページ、61ページの下段をお願いします。

8款4項2目都市整備費は、右側説明欄、交通結節点整備事業(布袋駅東地区)から、62ページ、63ページ中段、都市計画道路整備事業(江南通線)までで24万2,000円の増額補正と財源更正をお願いするものでございます。

内容につきましては、右側説明欄を御覧いただきますようお願いいたしま す。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

- ○委員長 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。
- ○牧野委員 さっきは道路と橋をやられたということなんですが、今回の設備というのは何を対象にされるんでしょうか。
- ○都市整備課主幹 交通結節点整備事業(布袋駅東地区)にありましては、 用地取得費、補償及び工事費でございます。
- ○委員長どの路線か、路線名をおっしゃってください。
- ○都市整備課主幹 市道東部第280号線、場所は t o k o <sup>+</sup> t o k o <sup>=</sup> l a b o 南東の交差点から南へ約120メーター区間の場所でございます。
- ○牧野委員 国道155号に抜ける道の土地買収とかに使う感じですかね。今 民家が建っているところ。

- ○都市整備課主幹 はい、そのとおりでございます。
- ○牧野委員 分かりました。ありがとうございます。
- ○委員長 ほかに質疑はございませんか。
- ○堀委員 63ページの地籍整備推進調査費、これをちょっと説明してください。

また、どのようにこれは進めるわけですかね、スケジュール等。

○都市整備課主幹 都市計画道路整備事業(江南通線)についてでございますが、こちらについては、用地取得、地籍等を決定するための測量でござい

まして、用地測量面積1万3,460平方メートルで、国土調査法第19条第5項申請によるものでございまして、測量する場所としましては、都市計画道路一宮犬山線と江南通線の交差点ということで、場所としては中央歯科がございます。市役所から北へ行きまして、古知野千丸南交差点ということで、ローソンのある信号交差点の1つ南の交差点になります。そこから南へ100メーター区間の用地測量を行うものでございます。

- ○堀委員 報光寺のところ。
- ○都市整備部長 場所でございますけど、都市計画道路江南通線と一宮大山線、この交差点から南に100メートルの区間でございまして、道路の整備を今進めておる区間が、南側につきましては、角に花屋がある、あそこまでの区間でございまして、今回、地籍調査ということで対象としておりますのは、その江南通線の東西1ブロックずつ、この範囲が今回の対象範囲ということでございまして、背景にありますのは、地籍調査というのが全国でなかなか進んでいないというような状況で、江南市につきましても同じような状況でございますので、こうした機会に、地籍調査を行って、そういうデータを蓄積していくというようなことで進めさせていただくものです。
- ○堀委員 報光寺のところはもう済んでおるわけ。
- ○都市整備部長 報光寺の区間につきましては、まだこれから検討していく ところでございます。
- ○堀委員 そうすると、南から向こうへ行くんじゃなくて、北から来るわけ ね、こっちへ。
- ○都市整備部長 今回の区間につきましては、江南通線を北進していきまして、都市計画道路一宮犬山線の右折の部分が非常に混雑するということでございまして、そこの部分の右折帯のまず初めに整備のほうを進めたいということで、現在100メートル区間について、検討を進めているところでございます。
- ○堀委員 西側に車両の目方を量るところがあるでしょう。あそこもかかる わけですか。
- ○都市整備部長 そちらのほうも今回の対象の区間ということになります。
- ○堀委員 大変な状況になりますな、あそこは。だってあそこのナショナル

の元のビル、あそこは特に対象になるわけでしょう。

- ○都市整備部長 東側につきましては、今、言われた建物も該当していきま す。
- ○堀委員 あそこなんかも全然使っていないんだわね、あのビル。何にも使っていないんだわね。誰かの市議会議員の看板が立っておるけれども。

もうあれは相当な恐らく費用もかかるだろうし、一応それにかかるという ことは、将来的なことを考えて、もっとほかのことを先にやってもらったほ うがいいかなとかもあるんじゃないかなとは思いますけれども、分かりまし た。結構です。

- ○委員長 ほかに質疑はございませんか。
- ○牧野委員 先ほどの交通結節点整備事業についてなんですけれども、今回、 国の支出金が減らされた理由というのはあるんですか。
- ○都市整備課主幹 交通結節点整備事業(布袋駅東地区)の国庫交付金の内 示率が下がった理由ということでございますが、こちらにつきましては、国 全体の要望額が多くて、市町への配分が少なくなったということでございま す。
- ○牧野委員 ありがとうございます。
- ○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて水道部下水道課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○水道部下水道課長 議案第46号 令和6年度江南市一般会計補正予算(第 2号)のうち、水道部下水道課が所管する補正予算につきまして御説明させ ていただきます。

歳出について御説明いたしますので、議案書の62ページ、63ページの中段 をお願いいたします。

8款6項1目下水道費は、下水道事業会計への繰出金でございます。

内容につきましては、右側説明欄を御覧いただきますようよろしくお願い いたします。 下水道経営事業において、繰出金として78万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、後ほどの議案第50号 令和6年度江南市下水道事業会計補正予算(第1号)で御説明させていただきます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

 午前10時32分
 休憩

 午前10時32分
 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第46号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

## 議案第48号 令和6年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理 事業特別会計補正予算(第1号)

- ○委員長 続いて、議案第48号 令和6年度尾張都市計画事業江南布袋南部 土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。
  - それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。
- ○都市整備課主幹 議案書の75ページ、議案第48号 令和6年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)につきまして御説明申し上げます。

76ページ、77ページに第1表 歳入歳出予算補正を、78ページ、79ページ

には歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

80ページ、81ページ上段、歳入として3款1項1目一般会計繰入金でございます。

歳出として、中段2款1項1目土地区画整理事業費で、歳入歳出それぞれ24万2,000円の増額をお願いするものでございます。

内容につきましては、右側説明欄を御覧いただきますようお願いいたしま す。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 暫時休憩します。

 午前10時34分
 休憩

 午前10時34分
 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第48号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

#### 議案第49号 令和6年度江南市水道事業会計補正予算(第1号)

○委員長 続いて、議案第49号 令和6年度江南市水道事業会計補正予算 (第1号)を議題とします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道事業水道部水道課長 それでは、議案第49号 令和6年度江南市水道 事業会計補正予算(第1号)について御説明させていただきます。

議案書の83ページをお願いいたします。

補正予算といたしまして、83ページに収益的収入及び支出の補正予定額、 資本的収入及び支出の補正予定額を定めております。

84ページをお願いいたします。

債務負担行為を定めております。

補正予算に関する説明書といたしまして、85ページから89ページに補正予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を掲げております。

90ページ、91ページをお願いいたします。

補正予算の事項別明細書といたしまして、収益的収入につきましては、1 款2項4目消費税及び地方消費税還付金を掲げております。

その下、収益的支出につきましては、1款1項1目原水及び浄水費を掲げております。

92ページ、93ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、1款5項1目県補助金から3目国庫補助金を 掲げております。

その下、資本的支出につきましては、1款1項2目水道建設改良費を掲げております。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。 補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- ○岡地委員 それでは、下般若配水場の2号配水ポンプのインバーター装置 更新工事というのがあるんですけれども、これの工事の概要というのはどん な内容になるんでしょうか。
- ○水道事業水道部水道課長 配水ポンプのインバーター装置というのは、現在、下般若配水場に6台の配水ポンプを設置しております。その配水ポンプのインバーター装置とは、電圧や周波数を制御しながら、ポンプの回転数などを無段階で連続的に変化させる装置でございます。
- ○岡地委員 これは緊急性のある内容なのか、それとも予防的にできるもの なのか教えてください。

○水道事業水道部水道課長 今現在は6台中、今回の補正予算でもお願いしておるんですけれども、昨年度、6号の配水ポンプをつけたんですけれど、まだ稼働できていない状態です。

現在、昨年度までと同様、5台の配水ポンプがあるんですけれども、現時点では最大でも3台のポンプが稼働するということで問題ないんですけれども、この夏場に向けては4台稼働する時間も出てくるということで、緊急性があるものだということで。

今回、債務負担行為で上げさせていただいているのは、正規品というか、この材料、インバーターとかコンバーターの装置の材料の納入には1年以上かかるということで、まずもってこの夏場を迎えるところで、6号ポンプを稼働させながら、ローテーション等も考慮しながら、まずもっては債務負担行為でお願いしておいて、仮設のインバーターを設置して、配水に支障を来さないように進めたいと思っております。

- ○岡地委員 計画的な取水ができるように要望しておきます。ありがとうご ざいます。
- ○委員長 ほかに質疑はありませんか。
- ○堀委員 下般若配水場の配水バルブの修繕ということですけれどもね、これはいわゆる修繕ということは故障したわけだわね。その状況をちょっと教えてください。
- ○水道事業水道部水道課長 故障が発見された配水バルブについては、昨年 度、令和6年3月に増設した下般若配水場の6号配水ポンプの吐出側、出口 側に設置されております既存バルブでございました。

それが6号配水ポンプを設置する前までは、当初、昭和50年に江南市水道 事業を創業したときから、将来の増設を見越して、管路の横っ面にバルブを つけて、いつでも増設できるような状態が取ってありました。

ただ、その後の揚水規制なんかを鑑みて、6号配水ポンプ、ポンプの増設 工事というのがされていなくて、バルブをつけた状態で、そこのバルブの出 側にフランジといって、水を止める機械をつけてそのまま放置してあったと いうことで、今回6号配水ポンプをつけて、試運転かけて、さあ稼働かけよ うというときに、バルブが上がってこなくて、現在止めておる状況で、今回 そこを替えさせていただきたいということです。

- ○堀委員 要するに使っていなかったから分からなかったの。
- ○水道事業水道部水道課長 そのとおりでございます。
- ○堀委員 これは残念なことに、いわゆる保守点検が行き渡らなかったとい うことでしょう。
- ○水道事業水道部水道課長 基本的に、止めてある一番この末端なんですね、 そのバルブというのが。そこに蓋をかけておるものですから、基本水が通っ ていないバルブなんですね。

そこの管路の途中にあるバルブじゃなくて、一番吐出側にあるバルブで水が通っていないもんですから、使用する必要がなかったため、全閉状態であって、点検ができないというか、動作確認ができないんですね、水が通っていないもんですから。開いたり閉じたりの動作確認ができないバルブということで御理解願いたいと思います。

○堀委員 要するに使っていなかったということで。必要なかったら、そん なものつける必要ないわけだわ。なぜそれがついているかということは、使 うときが出てくる可能性があるわけでしょう。

だけど、これはね、やっぱり点検がしっかり行き届いていなかったということになるわけだね。ですから、やっぱり水というものは一番重要なものであるし、分からなかったで、たまたま済んだでいいけれども、いざというときに、例えば災害が起きて水を大量に使うというようなときに、起きた場合に、当然使わないかんわけだよね。それがいざというときに故障して動かなかったでは話にならんもんですから、そういう点も含めて、しっかりと点検、修理等はやっていただいたほうがいいと思いますけどね。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いた します。

暫時休憩します。

午前10時44分休憩午前10時44分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第49号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

暫時休憩をいたします。

午前10時45分休憩午前11時03分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議案第46号の質疑の中で、土木課から補足説明の資料の配付依頼 がありましたので、既に机上にお配りさせていただいております。

それでは、補足説明をお願いいたします。

○都市整備部長 先ほど、土木課に属する一般会計補正予算につきまして、 資料等が十分なく、御説明が不十分でございましたので、ただいま資料を配 らせていただきましたものにつきましては、今年度の当初予算の予算説明資 料になりますので、お配りさせていただきました。

それでは、内容につきまして補足をさせていただきます。よろしくお願い いたします。

○土木課長 大変貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。
 お手元の資料でございます。橋梁の工事の箇所でございますが、先ほどⅢ
 判定ということを申し上げましたが、区分といたしまして、I、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ
 がございます。Iが健全である、IIが予防保全段階、IIIが早期措置段階、IVが緊急措置段階ということで、江南市の橋の状況としては、IVの緊急措置段階はございません。

そして、Ⅲの早期措置段階といたしましては、構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態ということで、お手元の資料でございます6番と7番がその対象となっております。この6番というのが、宮田町四ツ谷の川島神社、そちらのすぐ西側の橋となっております。

また、7番の橋でございます。こちらは江森中の信号交差点、県道小渕江

南線が曲がるというのか、路線が折れ曲がる江森中の信号交差点のすぐ東側の橋になっております。この橋というのが、先ほど説明申し上げました5年に1回の点検の結果を基に、必要となる予防保全段階の修繕か、または今回のように早期着手段階の修繕かということで、必要に応じた対応をしてまいります。

続きまして、この舗装に関しましては、昨年度、令和5年度に関しましては、市道後飛保和田線を施工させていただきまして、現在のところ、令和6年、令和7年、令和8年、令和9年ということで、各年度の路線といたしまして、今年は3路線、令和7年度は4路線、令和8年度は5路線、令和9年度は4路線、こちらを計画的に整備してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長ありがとうございます。

ただいまの補足説明について何か御質問はございますか。 よろしいですか。

[挙手する者なし]

## 請願第5号 立ち当番なしの資源ごみ収集体制策定を求める請願書

○委員長 それでは続いて、次は議案第50号の審査をする予定でしたけれど も、事前にお伝えしてありますように、午前11時を過ぎましたので、ただい まから請願第5号を審査していただきたいと思いますが、御意見はあります でしょうか。

#### 〔挙手する者なし〕

○委員長 それでは、請願第5号を審査していきたいと思います。

当委員会へ傍聴の申出がありました。傍聴については、委員会条例第18条の規定により、委員長の許可を得た者が傍聴することができるということになっております。

傍聴を許可したいと思いますが、御意見はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御意見もないようでありますので、傍聴を許可し、傍聴人の入室

を許可いたします。

請願第5号 立ち当番なしの資源ごみ収集体制策定を求める請願書を議題とします。

それでは、事務局より請願文書の朗読をさせます。

○事務局 請願第5号、令和6年6月11日受付。件名、立ち当番なしの資源 ごみ収集体制策定を求める請願書。

請願者、江南市宮田神明町旭48番地、気駕まり。

紹介議員、三輪陽子。

請願趣旨は、請願文書表の別紙1を御覧いただきたいと思います。

立ち当番なしの資源ごみ収集体制策定を求める請願書。

請願趣旨。

現在、江南市の資源ごみ収集は、各区・町内の協力なしでは、成り立たない仕組みになっています。その中でも最も負担が大きいのが立ち当番です。早朝、天候いかんに関わらず、おおむね1時間半から2時間の間、ごみ集積場に当番として立つというのは、各区・町内の住民の義務のようなものになっています。

一方で高齢化や共働き世帯の増加に伴い、当番を担うのは困難という声が上がってきています。しかし収集方法は変わる気配がなく、遠くに住んでいる子供に来てもらったり、それができない人はシルバー人材センターにお金を払って依頼したり、朝だけ有給休暇を取って参加したりと苦肉の策を取っています。また、立ち当番のいる間にしかごみ出しはできませんから、資源ごみ出し時間は著しく制限されます。月2回、1時間半から2時間の間に住民は多様な資源ごみを運ばねばなりません。多くの人間が1か所に集中し、車で運ぶ人、自転車、一輪車で運ぶ人など、当日、集積場付近の道はごった返し、危険です。

江南市は、なぜこのような非合理的な資源ごみ収集法を続けているのでしょうか。そして変えようとしないのでしょうか。多くの他市町はこのようなやり方をしていません。例えば瓶・缶・陶磁器・ガラス類は第1・3火曜日、金属・紙類は第2金曜日、プラスチック製容器包装類は毎週水曜日、というように各品目に専用指定袋・籠をつくり、回収日を分散させて回収していま

す。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条には、市町村は一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならないとあります。一般廃棄物の処理に関する事業は、住民の日常生活に最も密着した行政サービスの一つであり、地方自治法第2条に定める、市町村は基礎的な地方公共団体として、地域における事務を処理するに該当します。よって、住民の現状を把握し、現方法を検証、改善し、市民が利用しやすいごみ収集体制を策定するのは、市町村の責務と言えます。

以上により、次の事項を請願いたします。

#### 請願事項。

- 1. 江南市は現行の資源ごみ収集体制を抜本的に見直し、立ち当番を必要としない合理的なごみ出し体制を策定すること。
- 2. 江南市は、令和6年度「ごみ処理基本計画」改訂に当たり、可能な限りの市民ニーズを調査し、計画に反映させることによって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条に定められている市町村としての責務を果たすこと。

以上です。

○委員長 この請願につきまして、意見陳述の申出がありました。意見陳述 については、議会基本条例第7条の規定により、委員長の許可を得て、当該 請願等に係る委員会の審査において意見を述べることができるということに なっております。

また、陳述出席者におきましては、1名を希望されております。

意見陳述を許可したいと思いますが、御意見はありませんか。

## 〔挙手する者なし〕

○委員長 御意見もないようでありますので、意見陳述を許可します。

陳述出席者の方に申し上げます。陳述時間はおおむね5分以内でお願いを いたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○陳述人(気駕) 失礼いたします。

先日の6月定例会一般質問の中で、資源ごみ立ち当番は地元で責任を持っ

て対応すれば解決できると発言された議員の方が見えました。そうでしょうか。この中でその意見に賛同される方が何人見えるかお聞きしたいところですが、まず私の意見を述べさせていただきます。

解決しません。なぜならば、多種多様な資源ごみを限られた時間内で収集する以上、どうしても作業をサポートする人間が必要となるからです。付近の道の交通整理をする人間が必要となるからです。根本の部分を変えずして、各区の工夫と知恵で立ち当番は何とかなる、これでは今までの市の姿勢と何ら変わりありません。

立ち当番をなくしてほしいという声は議員の方々にも多く寄せられていると思います。私は2年以上にわたって廃棄物減量等推進協議会を傍聴してきました。資源ごみ収集法を総合的に見直す。その中でも、当初、立ち当番見直しは最大の論点でした。しかし、いつの間にか付け焼き刃的対応が話し合われ、抜本的改正とは程遠い現状になってきました。このままでは10年たっても20年たっても何も変わらない。そんな思いの中、今回の請願を提出するに至りました。

立ち当番をなくす、この1点に絞れば、現行制度の問題点の多くが解決します。では、どのようにするのか。私の案を述べたいところですが、時間に限りがあるため、後で質問していただければ幸いです。

丁寧に分別して収集する江南市の現行資源ごみ収集法は、環境に配慮した優れたものです。しかし、幾らその理念が優れていても、参画できない人がいたら本末転倒です。実際、今行われている資源ごみ収集法は、その時間に余裕がある、多様なごみを一挙に運べる、さらに言えば、いずれは立ち当番の役割を担える、これら三拍子そろった人々によって運営されています。しかし、この3条件から外れる人が急速に増えています。

しかし、考えてもみてください。このような資源ごみ出し困難な人々は、 過去も少なからずいたはずです。市や議員の方々は、そういった人たちの声 を聞く努力をしてきましたか。ごく少数の人間が我慢すればいい問題、取る に足らない問題、そうみなして真剣に向き合ってこなかったのではないです か。本来はそういった人々の立場を考慮し、最大公約数的な合理的システム をつくるのが市の役割です。 正直なところ、この請願は遅きに失した請願ではないのか、そう思っています。しかし、否決されたら、その遅れはさらに上書きされるでしょう。地方自治法第2条にある、市が行うべき地域の事務の一部を今まで区や市民に丸投げしてきたことを見直し、せめてほかの自治体並みに立ち当番なしで資源ごみが出せる、その体制策定に具体性を持って取り組んでいただけることを望みます。

○委員長ありがとうございました。

陳述出席者の方におかれましては、委員からの質疑にお答えいただきますようお願いをいたします。ただし、陳述出席者の方から委員への質疑はできませんのでよろしくお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

どなたからでも結構です。挙手でお願いいたします。

○牧野委員 貴重な御意見いただきありがとうございました。

先ほど、個人的なアイデアがあるとおっしゃられましたけど、ここに書いてあるもの以外でも何かほかのアイデアが、この請願書に書かれているもの以外のアイデアもお持ちなんでしょうか。

○陳述人(気駕) はい、ございます。2つあります。

その1、資源ごみの種類別の回収日をずらす。集積場所は今までどおりにして、回収日前日までに集積所に各業者が籠を置くなり、立札を立てるなりします。市民への周知と業者との事務的手続だけで、極論ですけど明日からでもできます。

その2、可燃ごみ置場を利用する。以前、審議会の中で、プラごみを可燃 ごみルートに乗せて回収しようという案が出たことはありました。しかし、 可燃ごみ置場の中にはその余裕がない、騒がしいという指摘があり、この計 画は頓挫しました。

本来ならば、議論はそこを可燃ごみとプラごみ共有の置場にする、その可能性を探る方向へ進むべきでした。位置とスペースがきちんと確保・整備できれば、いずれはその他資源ごみも回収ルートに乗せることもできます。可燃ごみ置場は市内に4,000か所あります。これら全てを点検するのは容易ではありません。しかし、全ての可燃ごみ置場が資源ごみ置場としての条件を

満たす必要はないと思います。市が人口密度当たりの資源ごみ置場の適切な数と位置を割り出し、区にそれに該当する可燃ごみ置場の候補を提示してもらう。そして、もし何らかの問題点があれば、環境課が現場確認し、それらの改善と整備を行う。ちょっと大変ですけど、1か月3区の割合でこなしていけば2年で終わります。並行して実証実験を行っていったらどうでしょうか。

以上2つの案を提示しましたが、できれば後者のほうをと思っております。

- ○牧野委員 貴重な御意見ありがとうございます。
- ○委員長 ほかに。
- ○稲山委員 いろいろな御意見いただきましてありがとうございます。

実際問題、理想でしゃべられても非常に困る部分もあるんだけど、可燃ごみ置場の4,000か所、それを絞って、そこに引き上げに行くといった中で、そこでの維持といいますか、そういった管理は誰がするんですか。同じ、やはり今の可燃ごみ置場の場所においても、近所の人だとか、そういった住民の方が一生懸命そういったところを管理して、後の掃除を自主的にされたりしてやっておられるわけですよ。そこを全部市に任せるだとか、そういったことで非常にコストもかかってくる中で、いや、おたくさんが言われるように、税金をまだ3倍、4倍に上げてもらっても結構ですよという話であれば、また別な問題はありますけれど、非常にコストがかかり、またそこに出す人のモラルも誰がきちっと説明してやっていくか。今でもその可燃ごみですら、いろいろなものを出されて、区の方も行政側も非常に困っておる状態で、その分別のそういった徹底的な指導というのは誰がやるんですか。

それと、今非常に問題になっています不法投棄もありますし、持ち去り、 鉄類、そういったものの管理、そういったものは誰がするんですか、これ。 そういったことと、そういったものを含めて考えていかないといけないとは 思うわけですけれど、またこの請願の趣旨を見させていただいておりますけれど、最初に各区町内の住民の義務のようなものになっていますと書いてありますけれど……。

○委員長 すみません、発言の途中なんですけど、今3点質問がありました が、まずそれに対してお答えを聞いてからまた引き続き、続きをお願いしま す。

すみません、よろしくお願いします。

○陳述人(気駕) 実際にほかの自治体の例を参考にすればいいと思います。 ほかの自治体のごみの予算を私調べました。しかし、江南市が一番多かった です。ほかは僅かな予算の中でやりくりをちゃんとしています。

モラルと整備をどうするか、きちんと最初に市民の方々に周知していただければ、それはクリアできると思います。

分別の徹底もそうです。実は昨日、立ち当番で現状を見てきました。徹底 されていないところはたくさんありました。なぜこうなのか。ほかの市町村、 日進市ですけど、ちょっと比べてみました。日進市は、こういうしっかりと したごみ・資源の出し方ガイドブックを策定していて、本当に分かりやすく 説明してあります。

一方、江南市はどうか。こうです。一目瞭然です。これでは市民への分別 の周知が図られないと思います。別に講習会を開く必要はないんです。こう いうのをしっかりつくれば、ちゃんと市民は納得します。

昨日も思いましたけど、プラごみの中に汚れたのが多数ありました。なぜ汚したら駄目なのか理由を書いてください。ここには書いてあります。食品などの異物が混入しているとリサイクルできません。もっとさらに丁寧にするのなら、どのような方向にリサイクルしていくのか。スペースは少しで済みます。理屈を納得できれば、市民はそれに従っていきます。それをやっていなくて、徹底していない、分別ができていない、モラルがない、そういうのはちょっとおかしいと思います。

○委員長 続きの質疑がありましたら。

[発言する者あり]

○委員長 一応質問をしていただく時間ですので。

[発言する者あり]

○委員長いや、別に答えていただきたい質問があれば。

[発言する者あり]

○委員長 じゃあ、また御意見の中でお願いします。 ほかに。

- ○堀委員 先ほどのいろいろ申し述べられた中で、当局及び議員は何をやっておったんだというような文言がありましたが、その根拠を教えていただきたい。議員は何をやっておったんだというような意味合いの言葉がありました。その根拠を教えていただきたい。
- ○陳述人(気駕) 根拠は、いまだに立ち当番問題が解決していないからです。
- ○堀委員 いや、あたかも議員が何もやらないというふうに取れたんですね。 一回読んでもらえば分かると思いますよ、さっきの話の中で。当局及び議員 は何をやっておったんだと。そんな今のいわゆる話で、答弁といいますか、 理由でそういう文言を述べられること自体が、これは私はいかがなものかと いうふうに思います。
- ○委員長 今のは御質問でしょうか。
- ○堀委員 はい。
- ○陳述人(気駕) 私の主観的なものでした。申し訳ありません。
- ○委員長できるだけ質問でお願いいたします。
- ○堀委員 こういうような、この常任委員会で述べられるということはどういうことか。ただ主観的に述べられたことで誤解を招くようなことでこういう請願書を出されるというようなことは、私はいかがなものかというふうに思いますので、その点、各議員の皆さん方も、この述べられました文言と、ここに書いてありますのもそうですけれども、しっかりとそういう点を把握して協議をするというのなら、これはいいんですけれども、一方的な主観で申し述べられて、こういうことを述べられるということは、私は全く同感というか、同意はできませんのでよろしくお願いします。以上です。
- ○委員長 ほかに質疑はございますか。
- ○岡地委員 私もこの内容を読ませていただきまして、3点質問させていただきますが、1つはですね、この請願の趣旨の中の6行目に収集方法は変わる気配がないというふうに書かれておりますけれども、この6月の市政の状況を見ても、確実にこの負担軽減に向けた行政の取組というのが実行されているというふうに私は見ているんですが、その辺のところは御存じないでしょうか。

- ○委員長 一個一個区切ってよろしいですか。
- ○岡地委員 いいです。
- ○委員長 じゃあ、今の質問にお答えできますか。
- ○陳述人(気駕) 少しずつは変わっていると思いますけど、立ち当番に至るようなものでは、変化ではないと思っています。
- ○岡地委員 ありがとうございます。

この立ち当番の負担の軽減に向けたこの行政の取組として、まず区長、町総代に対して、この会議の場とか、あるいは文書で高齢者の皆さんへの配慮、それから人数の削減とか、それから時間の短縮などの見直しの依頼をしているということでありますし、それから本年6月から分別の見直しもされている。そして、容器の設置の支援金の創設もしていただいている。あるいはリサイクルステーションの設置も、布袋の高架下に設置がされておりますし、そこでふれあい収集という形で実行がされているという、こういう現状がありますので、この辺のところはしっかり御理解をいただきたいなというふうに思いましたので、一言添えさせていただきました。

2つ目ですが、これも趣旨の中の中段にありますけれども、江南市はなぜこのような非合理的な資源ごみ収集法を続けているのか、そして変えようとしないのか。多くの他市町はこのようなやり方をしていないと。そして、例えば瓶、缶、陶磁器、ガラス類は第1、第3の火曜日、金属、紙類は第2金曜日、プラスチック製の容器包装類は毎週水曜日、このようなふうに各品目に専用の指定袋、籠をつくって、回収日を分散させて回収をしているという、こういう先進事例を出していただいているんですが、これは路線回収ということをおっしゃっているのかどうか教えてください。

- ○陳述人(気駕) 路線回収です。
- ○岡地委員 これが路線回収ということであると、非常にこの収集運搬に対する経費が増大するということも懸念されますので、この財源の確保なんかはどのようにお考えでしょうか。
- ○委員長 よろしいですか。
- ○陳述人(気駕) 財源はあまり増大するとは思えません。なぜならほかの 自治体の立ち当番なしの予算をみんな調べたからです。

ここで述べていいでしょうか。

- ○委員長 どうぞ。
- ○陳述人(気駕) 江南市の清掃費、これは令和5年ですけど、歳出合計に対し5.8%。ほか、大口町、小牧市、一宮市、春日井市、ちょっとピックアップして調べたんですけど、大体5%以内に収まっています。しかしながら、この清掃費という中には、ほかにもし尿処理とか、浄化槽とか、ごみ以外の予算も入っていますので、純粋にごみ関連費として算出してみました。令和5年江南市のごみ関連費は歳出合計を1とすると5.0%。ほかのところをちょっとざっと述べますと、大口町が3.3%、小牧市が4.4%、一宮市は2.9%、何でこんなに低いかちょっと分からないんですけど、春日井市が4.2%、豊明市が4.7%。はっきり言って、江南市より多くの予算を使っている自治体は見当たりませんでした。なぜでしょうか。

予算書をちょっとコピーして調べてみました。非常に丁寧に書いてあるんですけど、やっぱり無駄な予算が使われているのではないか。議員の方々はとても努力されていると思います。だけど、一度じっくりとこれを見ていただいて、事業仕分とは言いませんけど、ちょっとメスを入れていただきたいなと思います。

○岡地委員 ありがとうございます。

私の試算では、今、資源ごみの集積場所が250か所ありまして、可燃ごみの置場が4,000か所ということですが、資源ごみは1台で収集運搬したとして、そうすると可燃ごみだと7台、7倍必要になるということに試算するとなるんですね。単純に7倍の収集運搬経費をどこからこの財源を捻出するかというところが非常に大きな課題になると思いますので、一言申し上げました。

そして、次に3つ目ですが、これも趣旨のところの中段下に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条には、市町村は一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、作業方法の改善を図る等、その能率的な運営に努めなければならないとあると。一般廃棄物の処理に関する事業は、住民の日常生活に最も密着した行政サービスの一つであり、地方自治法第2条に定める、市町村は基礎的な地方公共団体として、地域における事務を処理するに該当

しますと。よって、住民の現状を把握し、現方法を検証・改善し、市民が利用しやすいごみ収集体制を策定するのは市町村の責務と言えますというふうにありますけれども、この法の解釈はこのとおりでよろしいんでしょうか。

- ○委員長 お答えいただけますか。
- ○陳述人(気駕) はい、そうです。
- ○岡地委員 これは一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たってはという、この規定をしているんですけれども、収集段階の立ち当番には当たらないような気がしておりまして、そもそもこの廃棄物処理法の第4条に基づいて、市町村は一般廃棄物の処理に関する事業を能率的に運営する義務が明文化されております。この条文の趣旨は、市町村が廃棄物処理の作業方法を改善し、能率的に業務を遂行することによって住民の負担を軽減し、環境衛生を確保することにあるというふうに読めると思うんですね。

この立ち当番とは、一般的には地域住民が交代で廃棄物収集日にごみ集積場で立会いをする制度を指していると思うんですが、この制度は地域コミュニティーによって自主的に設けられるものであって、この地域住民の協力の下でごみの出し方を監視したり、適切なごみ出しを促進することを目的にしているというふうに私は読むんですが。

さらに市町村が廃棄物処理事業を能率的に運営するという観点から見ると、 立ち当番のような地域住民による自主的な活動は、市町村が直接実施する業 務の一部とはみなされないというふうに思います。むしろこれらの活動が地 域コミュニティーの協力の一環として、市町村の業務を補完する役割を果た してくださっているというふうに私は読んでおります。

したがって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条に基づく市町村の 業務には立ち当番は含まれない、このように解するのが適当と思います。市 町村は、法に基づく業務を能率的に遂行する義務を負いますけれども、その 中には地域住民による自主的な協力活動は含まれず、これらの市町村の業務 を補完するための活動として位置づけられるものと思います。

参考までに、この続きの請願にありますように、地方自治法第2条には、 市町村は、基礎的な地方公共団体として地域における事務を処理すると規定 されていると。この規定も、市町村がその地域における公共の利益を図るた めの基本的な行政機関として地域の事務を包括的に処理するということを意味していると思いますので、ここで事務とは、市町村が法令に基づいて行うべき行政上の業務を指していると思います。この範囲には、この一般廃棄物の処理に関する業務も含まれますが、立ち当番のような地域住民による自主的な活動は、この事務には該当しないというふうに私は理解をしておりますので、一言申し添えさせていただきました。

○委員長 質問でよろしいでしょうか。

端的に言うと、立ち当番はこの廃棄物処理法第4条に当たるのかどうかということを問いたい。

- ○委員長という質問ですね。よろしいでしょうか。
- ○陳述人(気駕) 立ち当番を必要とする以上、当たると思います。
- ○岡地委員 ありがとうございます。
- ○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

#### [挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。 陳述出席者の方は傍聴席のほうまでお戻りください。ありがとうございま した。

これより審査を行います。

この請願について、御意見はございますか。

○宮地委員 この請願書を読ませていただきまして、確かにもっともだというところもこれから出てくると思います。高齢化、共働き等によって、やはり立ち当番もなかなか困難な場面が出てくるかと思うんですけれども、これは自分たち個人のごみをみんなでまとめて、やはり先ほど岡地委員も言ってみえたんですけれども、やはり地元でどうにか自分たちでまとめたごみ、可燃ごみじゃなくて、粗大ごみかな。そういったものをやはり市のほうできちんと回収していただける場所を提供して、市のほうが持っていくという、回収してもらえるという本当にありがたい制度であって、私は、本当に粗大ご

みのとき始まったのが、私が幾つのときだ、30代の頃だったと思うんですけれども、今のようには細かくは分けてられなかったんですけれども、その後、細かく分別するようになったんですけれども、やはり家庭で今まで処理、屋敷のあるところは処理、穴を掘って、可燃ごみだろうが何だろうが全部埋め込んでやっていたのが、それが飽和状態になって、ところがやはりそれでは困るということで、市のほうもやはりそういった粗大ごみを収集していかなきゃいけないという方向になって、それからもう30年、40年たって今の状況になった。本当に私は当時の頃からある程度、町内のほうで携わってきたんですけれども、ありがたい制度だと思っています。

これは各町内個人のあれなんですけれども、やはりいろんな会話もできるし、情報も取れるし、やはりごみの分別、細かく今なってはいるんですけれども、大変いい情報が、世間の情報も取れるし、もういろんな各町内の情報を取れますので、私は本当にいい制度だと思っております。

私の町内、私は古知野のある1か所の町内と、それからもう一か所の赤童子のほうの町内と両方付き合いしているんですけれども、どちらも何も不平不満を言う人はありません。きちんと当番が決まったら、もうそのとおりに淡々とこなしていただけるし、何もありません。ですから、これは本当にこれからもやはり市の行政のほうは、大きな固まった不燃物、それはもうやはり収集業者によって回収されていくんですけれども、やはり地元で個人が出すものは、やっぱりある程度区域で1か所へ集めて、持って行ってもらえるというのは本当に私はありがたいと思っていますので、今後ともこのような今の収集方法、もっと簡素化されれば一番いいんですけれども、やはりごみの量は増える一方ですから、これは今後とも続けていただきたいし、それから各個人で可燃ごみのように出し始めたら収拾が私はつかなくなると想定しますので、この請願書に対しては……。

- ○委員長 請願に対する態度はどのように承りましょうか。
- ○宮地委員 これは永遠の課題でもありますので、継続のほうがいいかと思います。
- ○委員長 ほかに御意見はございますか。
- ○堀委員 先ほど、陳述人がいろいろ申し述べられましたけれども、いろい

ろ言ってみえましたけれども、大口町、それから小牧市、春日井市等と江南市の財政力等をしっかり調べて述べてみえるのか非常に疑問に思うわけです。これは確かに重要なことですけれども、この請願に対しては、時期尚早、もっとしっかり精査してやっていただきたいというふうに思いますし、今回のこの請願に対しては、不採択というふうで私は思います。以上です。

- ○委員長 ほかに御意見は。
- ○稲山委員 今回のこの請願書の請願趣旨につきましては、個人的な御意見 と個人的な感想を言われたのみの話なんじゃないかなという気がしてならな いわけであります。先ほど、質問というか、反論というのはちょっと控えて ほしいということでありましたので言いませんでしたけれど、この請願趣旨 の中の4行目にあります各区・町内の住民の義務のようなものになっており ますと書いてありますけれど、これは全く違いまして、義務ではなくて、基 本はやはり行政と市民の協働による、やっぱり共存によって成り立っている ものだと思っておりますので、このように義務的な話というのはちょっと違 うんじゃないかなあという気がしないわけでもないわけでありまして、また その下にあります、収集方法は変わる気配なくと書いてありますけれど、先 ほど副委員長が言われたとおりでありますので、それ以上は申し述べしませ んけれど、こういった遠くに住んでいる子供に来てもらったりとか、そうい ったシルバー人材センターにお金を払って依頼したりというのは、それは 個々の話であって、これはまずは区に相談をしていただいて、区がどのよう な対応をしていただけるか、まずは区単位でやっぱりしっかりと検討してい ただくべきものだと思うわけでありまして、まずそういったことから順次や っていただいて、区のほうからこういった方法がいいんじゃないかとかいっ た話で要望を出していただくとか、まずはそういった話でやっていただいた ほうが本来はいいのではないかなと思うわけでありまして、また先ほど非合 理的な資源ごみ収集法を続けているのでしょうかとか、変えようとしないの でしょうかと書いてありますけれども、全くこれは極端な話でありまして、 先ほど、これも副委員長がしっかりと述べていただきましたのであれですけ れど、江南市としても、非常にスリム化して、ごみ収集に関しては一生懸命 対応させていただいておると確信しておりますので、その辺はやっぱりきち

っと認めていただけるところは認めていただかないと、行政側としてもやは りこれは非常に嫌な表現と言ったらおかしいですけれど、そういったことも 少しはやっぱり考えていただかなければならないのかなという気はせんでも ありません。

そういった中で、第2条とか第4条とかいった見解の相違もあるかもしれませんけれど、やはり基本は事業主に対するこの条でありますので、個々に対する立ち当番とかそういったものは含まれていると先ほど言われましたけれど、これはやはりちょっと違うんではないかなという気はします。

そんな中で、今回の立ち当番なしの資源ごみ収集体制策定を求める請願書という請願でありますけれども、この請願書の内容については、全くの反対であります。

しかしながら、この立ち当番なしの資源ごみの収集体制というこの問題というのは、やはり市民にとっても、議会にとっても非常に重要な案件でありまして、先ほど堀委員も言われましたけれど、これはやはり協議をしていかないといけない案件であることは、実際問題、やっていかなければならない話でありまして、これは継続審査というとまた次のときに審査するとかいう話になりますけれど、今回のこの請願についてはロングスパンで考えていきたいなと思っております。

委員会の中でいろいろと協議をしていって、この1年間の中でまとまらなければ、また次の委員会に継続的に審査していただくだとか、そういった方法が取れれば一番いいかなと思いますし、各議員、個人的にも一般質問なんかでやられている中でも、やはり反対される人もおるし、この立ち当番をなくせと言われる方もお見えになりますので、そういったことも踏まえて、少しちょっとこの請願書自体を、今回継続的な審査でいろいろもうちょっと考えて審査していただいたほうがいいのではないのかなあという気はしますので、私はこれに対しては、採択・不採択どちらを取るかという、委員長、この2つしかないということであれば、不採択にしますけれど、審査を継続的にやっていこうというような委員長の判断があれば、できればこのままもう一度、この1年間をかけてこの問題についても審査をしていったほうがいいんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

- ○委員長 継続審査という御意見かと思います。
- ○稲山委員 ただ、時間はロングスパンで考えてもらわないといけません。 〔「今回の請願だけは不採択にしてまたやればいいんだわ」と呼ぶ者あり〕
- ○稲山委員 だから取りあえず……。
- ○委員長 分かりました。 ほかに御意見。
- ○岡地委員 それでは、私は、今回請願書も拝読をいたしました。そして先 ほど質問もさせていただきました。その上で、立ち当番制のこの重要性と、 それから現行体制のメリットを考慮しまして、この請願に対しては、反対の 立場から意見を述べさせていただきます。

この立ち当番制度の必要性、これは地域コミュニティーの維持と連帯感の 醸成といいますか、地域住民同士の連携とコミュニケーションを促進するも のだと思います。また、このごみ出しのマナーの向上にも大きく貢献をして いると思います。この立ち当番の存在そのものが、住民はこのごみ出しのル ールを守りやすくなるという、こういう効果をもたらしていると思います。

また、この現行体制のメリットとして、地域住民の協力により、コストを 実は最大限抑えているというのが実態だと認識しております。また、資源ご みの収集がこの現行法の下で効率的に行われているということを認知してお ります。

また、法的な側面としましても、先ほど申し上げたとおり、廃棄物の処理 及び清掃に関する法律の第4条、これは現行体制も能率的な運営に努めてお りますので、この市の責務を十分果たしているものと考えております。

この市民のニーズは様々多様でありますけれども、全ての要望に応えるのは大変難しいところであります。この現行体制は、全体のバランスを考慮した結果であり、一定の合理性があります。特に、既存のコミュニティーの枠組みを活用することで資源ごみ収集が効率的に行われているという点につきましては、評価されるべきだと私は考えております。この地域コミュニティーの維持、費用対効果の高さ、資源ごみの効率的な収集など多くのメリットがありますし、立ち当番制度には一定の負担が伴いますが、その負担は地域社会全体の利益に貢献しているものと思います。

したがいまして、この市民の多様なニーズに対応するためにも、現行体制 の維持とその改善を進めることが適切であり、立ち当番なしの新たな収集体 制を導入することには反対をいたします。以上でございます。

- ○委員長 ありがとうございました。 ほかに御意見。
- ○牧野委員 多くの方の意見を聞きまして、私も非常に同意する部分もありまして、特に先ほど岡地委員がおっしゃられた、市もきちんとゆっくり、その実際やられている方々にとっては、地域の方にとってはゆっくりとはいえ、少しずつでも整備されているという状況は認めていただけると、知っていただけると非常にうれしく思います。

また、ほかの方の意見も、昨日、ほかの議員ともこの請願についていろいろ意見を交わしたんですけれども、例えば私がおります布袋地区ですと、20世帯で1つの区みたいなところがありまして、そうしますと、やはり立ち当番自体が1つのコミュニティー、挨拶を交わしたり、宮地委員がおっしゃられたように、という部分もあります。

ただ、他の地域ですと750世帯で1か所と、それだけ大きい、広い地域で やられている立ち当番と私の地元のような20世帯でやられているごみ収集の 立ち当番というのは、同じ当番制でも意味合いは非常に違うと感じたのは、 昨日、非常に大きな私の収穫でした。

それを踏まえまして、確かに市としても、議会としても、その立ち当番を含めてごみ収集をさらによくしていくという、予算も含めて、やり方も含めて、当番制の負担を含めて、ということも含めてさらによくしていくというのは、私も当然だと思いますけれども、廃止というのはなかなか難しいと、現況、と思っております。それを踏まえまして、私も継続審査でいきたいと思っております。以上です。

- ○委員長 ありがとうございます。
  まだ御意見を述べられていない片山委員、ございますでしょうか。
- ○片山委員 この立ち当番の件に関しては、私も本当に多くの方から何とか ならんのかというのは聞いております。その証拠に、私も一般質問などとか、 いろんなものに関して、この立ち当番に関しての質問を幾度となくさせてい

ただきました。

その中で、先ほど堀委員が言われたとおり、議員は何もやっていないのか、市は何もやっていないみたいな文章になっていますけれども、実際、本当に分かっていただきたいのは、我々は、私を含め、議員の方もいろんな質問を投げかけておりまして、それは市民の声が、そういった声が多いからという理由でもありますし、逆にそれに対して市のほうも何もしていないわけではなくて、私が例えばどこどこの他市でこうだという事例を言うと、わざわざその市まで見に行っていただいたりもしているんですよ。だから全く進んでいないわけではないんです。ただ、まだ立ち当番に関しての結果が出ていないのかもしれないんですけれども、少しずつ改善はされてきております。それが事実でございます。

先ほど、岡地委員が言われたとおり、例えばふれあい収集もそうですし、 南部のリサイクルセンター、私どももずっと投げかけていたらやっとできて という形、それもそうです。

将来的には、本当に立ち当番というのは何とかしなくちゃいけないというのは私も非常に思っております。ただ、解釈の仕方だけをもう一度考え直していただいて、大筋はそうなんでいいんですけれども、ただこれに関して、先ほど稲山委員が言われたとおり、長い、ロングスパンで考えていかなくちゃいけない問題なのかなと私も思っておりまして、一番最善な方法としては、ちょっと否決は私もいろんな方から意見を聞いている以上、できないんですけれども、本当にやっぱりこれを継続審査、毎回議会ごとに話し合っていく。結論が出なかったら、次の議会でまた持ち越していくという形になるのかもしれないですけれども、継続審査という形が一番ベストなのかなと思っております。

ただ、最初から繰り返しになりますけど、我々議員とか、市の職員は一生 懸命頑張っているということだけは考えておいてください。以上でございま す。

○委員長 ありがとうございます。

御意見も尽きたようでありますので、これで御意見を頂戴するのを終結いたします。

暫時休憩します。

午後0時01分休憩午後0時03分開議

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これをもって請願第5号を採決いたします。

各委員の御意見は、継続審査、不採択ということですけれども、まず継続 審査とすることについてお諮りをいたします。

請願第5号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○委員長 挙手多数でございます。よって本請願は継続審査と決しました。 継続審査と決しましたので、議長宛てに閉会中継続審査申出書を提出いた します。

暫時休憩をいたします。

午後0時04分休憩午後1時18分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

\_\_\_\_\_\_

## 議案第50号 令和6年度江南市下水道事業会計補正予算(第1号)

○委員長 議案第50号 令和6年度江南市下水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○水道部下水道課長 議案第50号 令和6年度江南市下水道事業会計補正予 算(第1号)につきまして御説明させていただきますので、議案書の95ペー ジをお願いいたします。

補正予算といたしまして、95ページから96ページに収益的収入及び支出の 補正予定額、資本的収入及び支出の補正予定額、企業債の補正予定額、他会 計からの補助金の補正予定額を定めております。

補正予算に関する説明書といたしまして、98ページから103ページにかけまして補正予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照

表を掲げております。

はねていただきまして、104ページ、105ページをお願いいたします。

補正予算の事項別明細書といたしまして、収益的収入につきましては、上 段の1款1項2目他会計負担金から中段の2項5目消費税及び地方消費税還 付金までを掲げております。

はねていただきまして、106ページ、107ページをお願いいたします。

収益的支出につきましては、1款1項2目雨水施設費から中段の1項6目減価償却費までを掲げております。

はねていただきまして、108ページ、109ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、1款1項1目企業債から5項1目国庫補助金 までを掲げております。

はねていただきまして、110ページ、111ページをお願いいたします。

資本的支出につきましては、上段の1款1項1目汚水管きょ整備費から中段の2目雨水施設整備費までを掲げております。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。 説明は以上となります。補足説明はございません。御審議のほどよろしく お願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

### 〔挙手する者なし〕

- ○委員長 すみません、それでは、私から1点だけお尋ねしたいと思います。 議案書の106ページ、107ページの収益的支出の内水浸水想定区域図整備事 業で財源の更生がされております。国庫補助金の内示額が220万円減って、 雨水処理負担金で補填をされているんですけれども、まず内示額が減った理 由はどういうことでしょうか。
- ○水道部下水道課長 内示額が減った詳しい理由はちょっと分かりませんが、 国も予算の範囲内で配分しているものですから、地方自治体からの要望がそれを上回ったものと考えております。
- ○委員長 それで、その減った分だけその他財源、雨水処理負担金で同額で 補填しているわけですけど、この雨水処理負担金というのは一般会計からの

繰入金ということでよろしいですか。

- ○水道部下水道課長 そのとおりでございます。
- ○委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いた します。

暫時休憩いたします。

 午後1時22分
 休憩

 午後1時22分
 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第50号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任をいただ きたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

# 年度調査事項について

○委員長 続いて、年度調査事項を議題といたします。

タブレット端末の……。今配信していただきました、ありがとうございます。年度調査事項を御覧いただきたいと思います。

令和元年度から令和5年度までの当委員会の年度調査事項、1番から10番まで記載をしております。令和6年度についてどのようにいたしましょうか。 御意見はございますか。

変更とか、追加とかございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 今年度から防災・防犯が当委員会から抜けまして、総務委員会に 移りました。そのため年度調査事項の8番、防犯・防災(危機管理)・交通 安全対策について、この8番については当委員会の所管から外れましたので、 これを削りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

## [挙手する者なし]

○委員長 御意見も尽きたようでありますので、ただいまの8番を削りまして、今年度の当委員会の調査事項は、1. まちづくり事業について、2. 公園・緑化事業について、3. 上下水道事業について、4. ごみ処理施設・ごみ減量・プラスチックのリサイクルについて、5. 環境問題(地球温暖化対策)について、6. 商工農・観光・地域振興行政について、7. 地域の公共交通機関の整備について、1つ飛びまして、9を8に変えます。耕作放棄地について、そして9. その他、当委員会の所管する事項とすることで御異議ございませんか。

### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議もないようでありますので、今年度の当委員会の調査事項 はこのように決定をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、決定いたしました事項については、会議規則第111条の規定により 閉会中の継続調査として議長に申出をしていきたいと思います。

#### 行政視察調査日程について

- ○委員長 続きまして、行政視察調査日程を議題としたいと思います。 日程案につきまして、事務局より説明をしていただきたいと思います。
- ○事務局 案といたしましては、A案、9月30日月曜日から10月4日金曜日までと、B案、10月21日月曜日から10月25日金曜日までと、C案、10月31日 木曜日から11月1日金曜日までの3案となっております。

この中から、何泊何日で実施されるのかをお決め願いたいと思いますが、 この案のうち、資料の下部に記載がありますように、現在B案の期間中に公 務が入っているところでございます。

○委員長 ありがとうございます。

10月22日につきまして、堀委員が尾張北部環境組合議員代表者会議のために公務が入っておりますので、B案のその日についてはちょっと除外をさせていただきまして、事前に皆様から都合がよい日程について把握をさせていただきましたところ、10月23日、24日、25日、この辺りがどなたも都合がよろしいということになっておりましたので、この間のどこかで実施をしていきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長 では、10月23日から25日の中のどこかで実施するということでお願いしたいと思います。

さらに何泊何日で行くかということでございますけれども、これも事前に 内々にお諮りしたところによりますと、できるだけ的を絞って、余分なとこ ろに行かないで、1泊2日で視察をし、改めて別の日帰りの視察を組んでい くということでいかがかなと思いますが、それでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ありがとうございます。

それでは、できましたら、先ほど申し上げました23日、24日、25日の3日間のうち、23日、24日の2日間でお願いをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長 どうもありがとうございます。

それでは、その期間、2日間の1泊2日で実施をし、あとの1日は日帰りの視察を組んでいく方向で実施をしていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

#### 行政視察の調査先及び調査項目について

○委員長 続きまして、行政視察の調査先及び調査項目を議題としたいと思います。

タブレット端末に過去の平成30年度から令和5年度まで、令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の関係で中止になっておりますが、過

去の調査日程、あるいは調査事項が記載をされております。

委員の皆様の中で、どこかよい候補地、ここがいいという推薦されるところがございましたら、ぜひ今教えていただきたいと思いますが、ございますでしょうか。

- ○牧野委員 1泊じゃなくて日帰りでも大丈夫ですか。
- ○委員長 はい。
- ○牧野委員 この前、中野議員が一般質問で掲げましたけれども、太田川駅の駅前が非常に発展しておりまして、祭りが月に何回もあると。だから駅前の、布袋駅ですよね、江南駅ではなくまず布袋駅の今後の形、やはり施設を建てても、それをいかに活用して皆さんに利用していただくか、あるいは地域のにぎわいに活用するかというプランを学ぶためにも、東海市で近いですので、太田川の駅前商店街の発達、しかもあれは30年とか20年とかかけてやってきまして、歴代の市長と外部団体とか、あと地元商工会がそういった組織の使い方、予算の使い方などが勉強になるかと思って、候補地として上げさせていただきます。
- ○委員長 ありがとうございます。

1泊2日に限らず、日帰りでも構いませんので、ここがいいという御推薦 のところがあれば上げていただきたいと思います。

- ○牧野委員 隣の各務原市に、たしかテックセンターという、岐阜県かな、 の産業であるんですけれども、先端技術を扱うような企業が集まってやる、 何て言うんですかね、企業センターというんですか、があるのと、あそこは 独自のバスの運行方式を持っていますので、公共交通と産業発展の2つの点 において各務原市が視察先としていいのではないかと思いますので……。
- ○委員長 日帰りの。
- ○牧野委員 日帰りのほうですね。上げさせていただきます。以上です。
- ○委員長 ありがとうございます。

2つ、太田川駅周辺と各務原市の企業センター、公共交通について提案をいただきました。

ほかにございますでしょうか。

[「宿題にしてもらったほうがええよ」と呼ぶ者あり]

○委員長 宿題にもちろんさせていただきます。

できましたら、今度の9月定例会、あるいはそのもっと前でも構いません ので、正・副委員長のほう、あるいは事務局のほうまで案がございましたら、 ぜひ御連絡を頂戴したいと思います。

その後の扱いにつきましては、ぜひ正・副委員長に御一任を頂戴したいと 思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 それでは、正・副委員長で協議をし、検討させていただきますの で、どうぞよろしくお願いいたします。

# 今年度の当委員会の研修会について

○委員長 それでは、続きまして今年度の当委員会の研修会を議題といたします。

研修会の日程、テーマ、講師などについて御相談をさせていただきたいと 思います。

まだどこということもまるでないわけですけれども、まず研修のテーマについて、何か適切なテーマや講師の案がございましたら、ぜひこの場でまず出していただきたいと思います。

#### 〔発言する者あり〕

○委員長 正・副委員長で、ちょっとだけ御提案を申し上げると、先日、一般質問の中で大薮議員が取り上げておられました地域経済分析システム(RESAS)、それを実は平成30年度のこの建設産業委員会で、国から講師、国だったと思うんですけれども、講師に来ていただいて研修をしましたが、ちょっと難しく、消化不良のままで私自身も終わっていて、それを使って次のステップ、江南市に生かしていくというところまでは、残念ながら習熟することができませんでしたので、ずっと心残りになっていたところ、大変いい一般質問で提案いただきましたので、当局、企画課のほうともちょっと話をしましたところ、委員会のほうで研修テーマにしていただければ、職員もそれに参加するということを言っていただきましたので、できましたらその

方向で進めていきたいと思っているんですけれども、よろしいでしょうか。 [「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長 じゃあ、日程などについては、講師の都合もございますので、また正・副委員長にお任せいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

\_\_\_\_\_\_\_

## 市民と議会との意見交換会について

○委員長 続きまして、市民と議会との意見交換会を議題といたします。

この件につきましては、議会改革特別委員会において、各常任委員会で団体との意見交換会を行い、対象団体、テーマ、日程、開催場所については、各常任委員会で検討していくことと決定をしたところでございます。当委員会で行っていく団体との意見交換会、過去の実績をタブレット端末に配信しております。今配信していただきました過去の実績を参考にしていただいて、当委員会で取り組む、どのテーマ、どの団体と意見交換会をするとよろしいのかということについて御意見がございましたら、ぜひ今御提案をいただきたいと思います。

建設産業委員会では、過去に、令和3年に江南市災害協力会及び江南建和会と災害に強いまちづくりについてやっておりますが、その後、令和5年はNPO・ボランティア団体と歴史遺産を活用したまちおこしについてやっております。その後、昨年度、令和5年度は、江南駅周辺地元団体と江南駅周辺の現状を踏まえた将来像について意見交換会をしています。

令和6年度についてはいかがいたしましょうか。

#### [挙手する者なし]

○委員長 意見がこれといって今すぐ出ないようですので、これもまた何か 御意見がありましたら、今月中に正・副委員長のほうに御報告願えたらと思います。また、それを含めまして、正・副委員長で調整をして決定をさせて いただきたいと思いますので、御一任をいただきたいと思いますけれども、 御異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 ありがとうございます。

じゃあ、そのように決めて進めさせていただきますので、よろしくお願い いたします。また後日、皆様に御報告をさせていただきます。

以上で本委員会の議題は全て終了いたしました。

大変活発な御審議をいただきまして、つつがなく全ての議題について審査 終了することができました。御協力いただきまして誠にありがとうございま す。

以上で建設産業委員会を閉会いたします。

午後1時39分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

建 設 産 業 委 員 長 掛 布 まち子